

実質化された人・農地プラン

注: 本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
串間市	都井地区(宮原・毛久保・東・迫・宇戸)	令和4年1月25日	令和4年1月25日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	69 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	36.2 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	19.17 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	9.47 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.29 ha
(備考) アンケート回答者: 26名 ・作付品目に関しては、土地利用型(水稻・飼料作物)が約26.8ha、施設園芸(胡瓜・ピーマン・マンゴー・キンカン・せとか)が約6.1ha、露地園芸(ゴボウ・ミカン・デコポン)が約3.4haとなっており、土地利用型(水稻・飼料作物)を中心に複合経営が行われている。また、畜産(肉用牛)が62頭飼育されており、増頭の意向がみられる。 ・今後の農地利用の意向に関しては、「規模拡大」が5名、「現状維持」が13名、「規模縮小」が5名、「離農」が3名となった。 ・新規品目導入の意向に関しては、「導入予定」が0名、「有望なものがあれば導入したい」が12名、「導入予定なし」が14名となった。 ・鳥獣被害の意向に関しては、「被害あり」が17名、「被害はないが将来的には不安」が8名、「被害なく心配もしていない」が1名となった。 ・災害対策の意向に関しては、「被害あり」が24名、「被害なし」が2名となった。	

2 対象地区の課題

・アンケート回答者のうち、後継者が「いる」と答えた回答者は約19%のみで、後継者不足が課題となる。 ・65歳以下の耕作者が約58%を占めるが、5年後には46%まで減少し、今後の高齢化が懸念される。 ・イノシシやサルによる鳥獣被害が深刻化しており、生産意欲の低下が懸念される。 ・圃場条件が悪い農地については受け手が確保できない。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落営農の基礎的な組織である「都井地区農用地利用改善団体」による農地の相談窓口の設置や農業受託体制の整備について行っていく。
都井地区の担い手については、認定農業者16経営体、基本構想水準到達者2経営体を中心に集約し、地区外からの受入れや新規就農者の確保を行いながら農地を維持・管理していく。また、中心経営体は随時追加可能とする。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

＜農地中間管理機構の活用方針＞

都井地区農用地利用改善団体の話し合いを進めながら、農地中間管理機構を活用した、担い手への農地利用集積(面的集約)等を図っていく。また、農業をリタイア、経営転換する農業者については、農地中間管理機構に農地を貸付けながら農地の有効活用及び保全に努めていく。

＜鳥獣被害防止対策の取り組み＞

地域による鳥獣被害対策として電柵設置の共同作業を引続き継続するとともに、集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

＜農地の保全への取組方針＞

中心経営体へ負担が集中しすぎないように、地域の農地保全や整備等については中心経営体以外の農家も協力し、地域全体で協力する体制を確立する。また、耕作者が地区外から参入しやすい体制を整える。

＜災害対策への取組方針＞

水害(大雨)等防止のため、都井地区農用地利用改善団体を中心に水路や畦畔の定期的な点検に取り組む。